

～自由民主党 政務調査会 資源・エネルギー戦略調査会  
再生可能エネルギー普及拡大委員会 ヒアリング資料～

## 「固定価格買取制度運用見直し」及び「『新たな出力制御システムの下での再エネの最大限導入』をはじめとする系統接続制約問題対策」についての考察と提言

一般社団法人 太陽光発電協会

### 1. 「固定価格買取制度運用見直し」について

#### ① 調達価格決定時期の変更について

・「接続契約」時点への変更であれば大きな事業計画予見性への毀損はないと思料。他方、今回、電事連殿から発表された「アクセス協議申込み＝接続契約申込み」とする電力会社手続き上の一体化についてはぜひ実現頂きたい。

#### ② 変更認定における調達価格変更ルールの改定について

・概ね現実的な変更内容と認識。他方、実際にやる気のある発電事業者について、その責によらない変更に対する配慮については、引き続き運用面においても強化を頂きたい。

#### ③ 接続容量空押さえ対策について

・電力会社-再エネ発電事業者間での民間契約事項に絡む内容ではあるが、今回の改定基準ルールについてはガイドライン的位置付けではなく、該当する案件に対する接続枠解除の適用徹底を強力に図って頂き、実質的な強制力の発揮をお願いしたい。

#### ④ 固定価格買取制度の今後のあり方について

・今回の運用見直しによって、現行・固定価格買取制度における課題はほぼ改善修正されると考えられる。太陽光発電以外の各電源の普及拡大の為にも、以降は、引き続き本制度の安定的・継続的・適切な運用を進めて頂き、極端な制度変更や見直しの行われなことを強くお願いしたい。

・この後、行われる調達価格等算定委員会においては、出力制御ルールを含めた今回の運用変更による新たな事業者コストの算定にも配慮頂きたい。特に今後も再エネ普及のベースロードとなってゆく10kW未満の住宅用システムについては、10kW以上の産業用システムとは大きく異なり、今年度より普及に陰りが出ている現状を考慮頂き、普及拡大に対する適切なコスト及び調達価格の算定を切にお願いしたい。

## 2. 『新たな出力制御システムの下での再エネの最大限導入』をはじめとする系統接続制約問題対策』について

### ①今回試算された各電力会社別接続可能容量について

- ・第8回新エネ小委員会等でも説明があった通り、今回の試算はあくまで「現行ルール＋震災前過去30年間の各電源稼働状況を前提」としたものであり、ひとつの「参考値」に過ぎないとの認識。
- ・実際及び現実の可能容量については、今後の「原発再稼働ロードマップ」の内容により、随時変化し都度決まってくるものと認識している。

→今回の試算では上記の前提ゆえに、原発稼働率(設備利用率)は概ね70～85%と現実よりも高率設定適用されており稼働容量は6社で1,341万kWが適用されている。これには将来的に稼働可能性が非常に少ない、又は未定のもの、廃炉計画対象のもの等も一部含まれている。よって東京・中部・関西各電力の中3社を除いても、実運用面における受入可能容量は更に相当量(数百万kWレベル?)増える可能性があるかと推定している。

### ②接続容量拡大対策オプションについて

→いずれにしても、実際に再エネの導入容量が可能容量限界に達するまでには、まだ2～5年のタイムラグ・時間的余裕がある為、この間にいかに更なる対策オプションの整備・実効化を具備してゆくかが重要と認識。

- ・再エネ出力制御(抑制)ルール、システムの変更について

「日単位管理→時間単位管理への移行」及び「遠隔通信制御によるリアルタイム出力制御システムの導入義務付け」「新規参入事業者に対する適用対象範囲の拡大」については非常に有効と思料。

- ・他方、既存稼働案件を含めた今後の適用対象の拡大についても、その有効性は大きいと認識している。従って現在、出力抑制30日ルール適用対象である既存事業者へも「時間単位管理への移行や遠隔通信制御システムの具備により実運用においては抑制量をより少なく抑えられる」ことを含め、運用上・事業遂行上のメリット等を随時喧伝することで、可能な限りまた事業者の積極的な意思により遡及適用が無理なく実現されていくこと、その結果として接続可能量が拡大してゆく姿が理想と思料。弊協会としても、その姿が実現するよう、できる限りの努力を行ないたい。

- ・地域間連系線の広域運用について

隣接電力管内への地域間連系線活用は緊急回避対策としてぜひお願いしたいが、隣接管内の電力消費計画を勘案すると、いずれにしても一時的・緊急避難的な域を出ないと思料。本質的には、北海道・東北での生産電力を東京・中部電力管内へ、九州・中国・四国での生産電力を関西・中部電力管内へ広域搬送・融通し得る全国的広域系統運用が必須。

**\*上記2点の対策オプションを電力システム改革検討を含め、早期に実現することで抜本的な解**

決・打開の道が開かれると認識している。

### ③ルール変更に伴う当面の重要な対応策として

- ・今後予定されている幾つかの電力会社に対する「指定電気事業者」制度適用については、「再エネ出力抑制を無制限に行う」ことが目的ではなく、「無補償出力抑制上限のルール上の撤廃に伴い、実質的な接続受入れを最大化（ルール上は無量大）する」ことを目的とした再エネ拡大の為の戦略的な選択、手段と認識している。
- ・従って、発電事業者やファイナンスにおける無用なモチベーション低下を避ける為、今回のルールの変更が「実際に大幅な出力抑制が行なわれる（リスクが高い）」という誤解を招かぬよう丁寧かつ実質的な説明を徹底することが重要。
- ・具体的には、無制限出力抑制ルール下におけるスペインでの実際の出力抑制実績（約2%）や、北海道電力管内においては既に昨年からの指定電気事業者適用が行なわれているにも拘らず、その後、先日の発表接続可能量の3倍の設備認定申込みが行なわれていることなどを基に、「ルールはルールとして、実際の出力抑制は極めて限定的な量にとどまる可能性」を示し、再エネ発電事業の予見性とその確保を強力に推進示唆してゆくことが重要。
- ・その為にも「時間軸に沿って電力会社毎に実際の出力抑制量がどの年度、どの時期にどの程度発生するかのシミュレーション・ロードマップをできるだけ正確・具体的にいかに明示するか」が重要であり、今回、経済産業省から各指定電気事業者に情報提供が指示されている通りである。弊協会としても、経済産業省殿・電事連殿・電力会社殿等と協力連携の上、「現実的に予測される出力抑制シミュレーション」やそれに連関する実際の接続可能容量を示唆してゆきたい。

以上